判例六法プロフェッショナル
令和四年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法プロフェッショナルは、基準日（令和三年一〇月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法プロフェッショナルに掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいます。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和四年四月二日から令和五年三月三一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和五年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法プロフェッショナル本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和三年一一月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和四・一一・二八までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法プロフェッショナルに掲載している条文が効力をもつことになります。

令和三年一一月一日

有斐閣六法編集室

凡例

〈内容現在〉令和三年一一月一日

〈掲載内容〉判例六法プロフェッショナル令和四年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉令和四年四月二日から令和五年三月三一日まで（令和五年四月一日以降のものは判例六法プロフェッショナルに注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法プロフェッショナルと同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〈改正法令一覧〉各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〈施行日決定一覧〉判例六法プロフェッショナル基準日（令和三年一〇月一日）から令和三年一一月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覧で掲げた。

施行日決定一覧

法令名	施行期日（施行期日を定めた法令）	対象法令
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三法三一）	附則一条本文につき令和三・一一・一（令和三・一〇・二九政二九五）	河・都計・建基
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三法三七）	附則一条三号につき令和四・一・一、同条四号（一部）につき令和四・四・一（令和三・一〇・二九政二九一）	個人情報・番号・公文書管理・行政情報公開・情報審・不登（一部）・動産債権譲渡特・遺失・戸・後見登記・遺言・保管・商登・用訴・更生・保険業・特許・商標・著作
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三法六九）	附則一条につき令和四・三・一五（令和三・一〇・二五政二八四）	銃刀所持・入管・組織犯罪・暴力

目次

公法

○裁判所法（昭和二三法五九）……三
○検察庁法（昭和二二法六一）……三
○弁護士法（昭和二四法二〇五）……三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六一法六六）……四
○総合法律支援法（平成一六法七四）……一〇
○司法試験法（昭和二四法一四〇）……一〇
○内閣法（昭和二二法五）……一一
○地方自治法（昭和二二法六七）……一一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五法二七）……一一
○住民基本台帳法（昭和四二法八一）……一二
○国有財産法（昭和二三法七三）……一三
○国税通則法（昭和三七法六六）……一三
○国税徴収法（昭和三四法一四七）……一三
○法人税法（昭和四〇法三四）……一四
○地方税法（昭和二五法二二六）……一四
○道路交通法（昭和三五法一〇五）……一五
○自衛隊法（昭和二九法一六五）……一八
○公害紛争処理法（昭和四五法一〇八）……一八

民事法

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成二八法四八）……一九
○不動産登記法（平成一六法一二三）……一九
○借地借家法（平成三法九〇）……一九
○信託法（平成一八法一〇八）……一九
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成一三法一三七）……二〇
○戸籍法（昭和二二法二二四）……二二
○会社法（平成一七法八六）……二二
○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五〇法九四）……二二

刑事法

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成一一法一三六）……二三
○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九法二二）……二三
○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二六法一二六）……二三
○刑事訴訟法（昭和二三法一三一）……二四
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成一七法五〇）……二四
○少年院法（平成二六法五八）……二四

社会法

○公益通報者保護法（平成一六法一二二）……二五
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三法七六）……二六
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三労二五）……二八
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇法八八）……二九
○雇用保険法（昭和四九法一一六）……二九
○厚生年金保険法（昭和二九法一一五）……三一
○健康保険法（大正一一法七〇）……三一

産業法

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二〇法三三）……三二
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五法九六）……三二
○特定商取引に関する法律（昭和五一法五七）……三二
○預託等取引に関する法律（昭和六一法六二）……三六
○銀行法（昭和五六法五九）……三八
○保険業法（平成七法一〇五）……三八
○貸金業法（昭和五八法三二）……三八
○金融商品取引法（昭和二三法二五）……三九
○金融商品取引法施行令（昭和四〇政三一）……三九
○宅地建物取引業法（昭和二七法一七六）……四〇
○意匠法（昭和三四法一二五）……四一
○商標法（昭和三四法一二七）……四一
○著作権法（昭和四五法四八）……四一

○裁判所法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）本則五条（令和四・一〇・一施行）

第六六条（採用）①　司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

②　（略）

○検察庁法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）附則五条（令和四・一〇・一施行）

第一八条（二級検察官の任命（叙級資格））①　（略）

②　（柱書略）

一　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者

二　（略）

③　（略）

○弁護士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則六条（令和四・一一・二までに施行）

（職務を行い得ない事件）

第二五条　（柱書略）

一―五　（略）

六　弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

七　弁護士法人の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

八　弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

九　弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が受任している事件に当該弁護士が自ら関与しているものに限るこの相手方からの依頼による他の事件

（社員の資格）

第三〇条の四①　（略）

②　（柱書略）

一・二　（略）

三　（改正により追加）

（他の弁護士法人への加入の禁止等）

第三〇条の一九①　弁護士法人の社員は、他の弁護士法人の社員となつてはならない。

②③　（略）

（解散）

第三〇条の二三①　（柱書略）

一・二　（略）

三　他の弁護士法人との合併

四―七　（略）

②　（略）

（懲戒事由及び懲戒権者）

第五六条①　弁護士及び弁護士法人は、この法律、外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

②③　（略）

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）本則二条（令和四・一一・二八までに施行）

注　令和二法三三第二条による改正が施行される前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法を次に掲げる。

題名

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　弁護士　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士をいう。

一の二　弁護士法人　弁護士法の規定による弁護士法人をいう。

二　外国弁護士　外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう。

三　外国法事務弁護士　第七条の規定による承認を受け、かつ、第二十四条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。

三の二　外国法事務弁護士法人　外国法に関する法律事務（外国において効力を有し、又は有した法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。第五十条の五第一項において同じ。）を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。

四　原資格国　第七条の規定による承認を受けた者がその承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国をいう。

五　原資格国法　原資格国において効力を有し、又は有した法をいう。

六　原資格国法に関する法律事務　原資格国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

七　特定外国　原資格国以外の特定の外国をいう。

八　特定外国法　特定外国において効力を有し、又は有した法をいう。

九　指定法　第七条の規定による承認を受けた者が第十六条第一項の規定による指定を受けた特定外国法をいう。

十　指定法に関する法律事務　指定法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

十一　国際仲裁事件　民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ　仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

ハ　外国を仲裁地とするもの

十一の二　国際調停事件　民事に関する調停事件（民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ　当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

十二　日本弁護士連合会　弁護士法の規定による日本弁護士連合会をいう。

十三　弁護士会　弁護士法の規定による弁護士会をいう。

十四　国内　この法律の施行地をいう。

十五　外国法共同事業　外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

第二章　外国法事務弁護士の職務

（職務）

第三条①　外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一　国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成

二　刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三　原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

四　外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達

五　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号の公正証書の作成嘱託の代理

六　国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。以下この条において同じ。）の作成

②　外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

一　国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成

二　親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

三　国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条　外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

（指定法に関する法律事務）

第五条①　外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

②　第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により指定法に関する法律事務を行う場合について準用する。

（指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務）

第五条の二①　外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一　当該特定外国法に係る特定外国における外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。）

二　外国法事務弁護士であつてその原資格国法又は指定法が当該特定外国法である者

三　外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る。）

②　第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により当該特定外国法に関する法律事務を行う場合について準用する。

（国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続の代理）

第五条の三　外国法事務弁護士は、第三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる手続について代理を行うことができる。

一　国際仲裁事件の手続（当該手続の進行中に仲裁人が試み、又は当事者間で行われる和解の手続を含む。）及び当該国際仲裁事件に係る仲裁合意の対象とされた民事上の紛争に関する調停の手続（あつせんの手続を含み、民間事業者によつて実施されるものに限る。）（以下「国際仲裁事件の手続等」という。）

二　国際調停事件の手続（民間事業者によつて実施されるものに限る。以下同じ。）

（弁護士法の準用等）

第六条①　弁護士法第一条及び第二条の規定は、外国法事務弁護士について準用する。
②　弁護士法第七十二条の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第三章　外国法事務弁護士となる資格（抄）

第一節　法務大臣による承認

（外国法事務弁護士となる資格）
第七条　外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。
（欠格事由）
第八条　弁護士法第七条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。
（承認の申請）
第九条①　第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。
②　前項の承認申請書には、外国弁護士となる資格を取得したことを証する書類、次条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。
③　承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
（承認の基準）
第一〇条①　法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。
一　外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後三年以上資格取得国において外国弁護士として職務を行つた経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。）を有すること。
二　次に掲げる者でないこと。
イ　禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者
ロ　弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者
ハ　弁護士法第七条第三号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者
ニ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と外国の法令上同様に取り扱われている者
三　誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有するとともに、依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。
②　前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人、当該外国法事務弁護士又は当該外国法事務弁護士法人に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して二年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。
③　法務大臣は、承認申請者が第一項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときでなければ、承認をすることができない。
一　弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていること。
二　弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合においては、そのことを理由に承認をしないことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなること。
④　法務大臣は、承認をする場合には、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。
（承認の告示等）
第一一条①　法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しなければならない。
②　承認は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。
（承認の失効）
第一二条　承認を受けた者が、前条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に、又は第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた日の翌日から起算して六箇月以内に、第二十五条第一項の規定による請求をしなかつたときは、その承認は、その効力を失う。
（報告等）
第一三条①　法務大臣は、承認を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項又は弁護士となる資格を有する者に対する原資格国における取扱いに関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。
②　法務大臣は、承認に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
（承認の取消し）
第一四条①　法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消さなければならない。
一　原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。
二　第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
三　第二十六条の規定により登録が拒絶されたとき。
四　第三十条第二項の規定により登録が取り消されたとき。
②　法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消すことができる。
一　第九条第一項の承認申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。
二　第十条第一項第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
三　業務又は財産の状況が著しく悪化し、これによつて依頼者が損害を受けるおそれがある場合において、その損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。
四　第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項について、前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
③　法務大臣は、承認後に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じているときは、当該各号に規定する外国を原資格国として承認を受けた者に対し、その承認を取り消すことができる。
一　弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われなくなり、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとならないこと。
二　弁護士となる資格を有する者に対し引き続き外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合においては、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとならなくなつたこと。
④　第十条第四項及び第十一条の規定は、前三項の規定による承認の取消しについて準用する。
第一五条　削除

第二節　特定外国法の指定（抄）

（指定）
第一六条①　法務大臣は、承認を受けた者が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するときは、その者に対し、特定外国法を指定することができる。
一　特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること。
二　特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて五年以上の実務経験を有する者であること。
②　第十条第四項及び第十一条の規定は、前項の規定による指定について準用する。
第一七条から**第二〇条**まで（略）

第四章　外国法事務弁護士の登録及び業務（抄）

第一節　総則

（弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等）
第二一条　弁護士法第三十一条第一項、第四十一条及び第四十二条第二項（同法第五十条において準用する場合を含む。）並びに同法第四十五条第二項、第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び弁護士法人とみなす。
（弁護士会の会則の記載事項の特則）
第二二条　弁護士会の会則には、弁護士法第三十三条第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する弁護士法第三十三条第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
二　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の綱紀保持に関する規定
三　官公署その他に対する外国法事務弁護士の推薦に関する規定
四　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の職務に関する紛議の調停に関する規定
五　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒の請求に関する規定
六　外国法事務弁護士の営利業務の届出及び営利業務従事外国法事務弁護士名簿に関する規定
七　その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な規定
（日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則）
第二三条　日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　前条第一号から第三号までに掲げる事項
二　外国法事務弁護士名簿の登録、登録換え及び登録の取消しに関する規定
三　外国法事務弁護士登録審査会に関する規定
四　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒、外国法事務弁護士懲戒委員会並びに外国法事務弁護士綱紀委員会に関する規定
五　その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な規定

第二節　外国法事務弁護士の登録（抄）

第一款　外国法事務弁護士名簿（抄）

（登録）
第二四条①　外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名、国内の住所、事務所、所属弁護士会その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。
②　外国法事務弁護士名簿の登録は、日本弁護士連合会が行う。

（登録の請求等）
第二五条①　前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録請求書を提出しなければならない。
② 前項の登録請求書には、次に掲げる事項を記載し、外国法事務弁護士となる資格を有することを証する書類その他の日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。
一　登録を受けるべき事項
二　承認を受けた年月日
三　外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価
四　その他日本弁護士連合会の会則で定める事項
③ 第一項の登録請求書の提出を受けた弁護士会は、速やかに、これを日本弁護士連合会に進達しなければならない。
④ 前項の弁護士会は、日本弁護士連合会に対し、第一項の規定による登録の請求（以下「登録請求」という。）について意見を述べることができる。

（登録の拒絶）
第二六条　日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号のいずれかに該当し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。
一　心身に故障があるとき。
二　第八条において準用する弁護士法第七条第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

第二七条　（略）

（登録換えの請求等）
第二八条①　外国法事務弁護士は、所属弁護士会を変更しようとするときは、新たに入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録換え請求書を提出しなければならない。
② 外国法事務弁護士は、前項の規定による登録換えの請求（以下「登録換え請求」という。）をするときは、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。
③ 第二十五条第三項及び第四項並びに前二条の規定は、登録換え請求について準用する。

（登録の取消しの請求）
第二九条　外国法事務弁護士は、その業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録の取消しを請求しなければならない。

（登録の取消し）
第三〇条①　日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
一　第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
二　前条の規定により登録の取消しを請求したとき。
三　退会命令を受けたとき。
四　第十四条第一項第一号若しくは第二項各号のいずれかに該当することにより、又は同条第三項の規定により承認が取り消されたとき。
五　死亡したとき。
② 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が、第二十六条各号に掲げる事項について虚偽の申告をしていたとき、若しくは心身の故障により外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき、又は第四十八条の規定に違反したときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を取り消すことができる。
③ 日本弁護士連合会は、第一項第一号から第四号まで又は前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該外国法事務弁護士及び従前の所属弁護士会並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

第三一条及び第三二条　（略）

（指定法の付記の請求）
第三三条①　外国法事務弁護士は、登録に指定法の付記を受けようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に対し、指定法付記請求書を提出しなければならない。
② 前項の指定法付記請求書には、日本弁護士連合会の会則で定める事項を記載し、指定を受けたことを証する書類を添付しなければならない。
③ 第二十五条第三項の規定は、第一項の指定法付記請求書の進達について準用する。

（指定法の付記）
第三四条①　日本弁護士連合会は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該外国法事務弁護士の登録に当該指定法を付記しなければならない。
② 第二十七条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

（指定法の付記の抹消）
第三五条　日本弁護士連合会は、指定が取り消されたときは、当該指定法の付記を抹消しなければならない。

第三六条　（略）

第二款　外国法事務弁護士登録審査会

（設置）
第三七条①　日本弁護士連合会に外国法事務弁護士登録審査会を置く。
② 外国法事務弁護士登録審査会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の登録請求、登録換え請求、第二十九条の規定による登録の取消しの請求及び第三十条第二項の規定による登録の取消しに関して必要な審査を行うものとする。

（組織）
第三八条①　外国法事務弁護士登録審査会は、会長及び委員十三人をもつて組織する。
② 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。
③ 委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は裁判官、検察官及び学識経験者の中からそれぞれ一人ずつ、二人は政府職員の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。
④ 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
⑤ 外国法事務弁護士登録審査会に予備委員十三人を置く。
⑥ 第三項及び第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。
⑦ 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士登録審査会の会長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士登録審査会の委員及び予備委員について準用する。

（審査手続）
第三九条①　弁護士法第五十五条第一項の規定は、外国法事務弁護士登録審査会の審査手続について準用する。
② 外国法事務弁護士登録審査会は、登録請求若しくは登録換え請求の拒絶又は第三十条第二項の規定による登録の取消しを可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、かつ、これに関して陳述及び資料の提出をする機会を与えなければならない。

第三款　弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会（抄）

（弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会）
第四〇条①　登録を受けた者は、当該登録の時に、当該弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとする。
② 登録換えを受けた者は、当該登録換えの時に、当該弁護士会に入会するものとし、これによつて従前の所属弁護士会を退会するものとする。
③ 第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた者は、その取消しの時に、所属弁護士会及び日本弁護士連合会を退会するものとする。

第四一条　（略）

（会則を守る義務）
第四二条　外国法事務弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定を守らなければならない。

（外国法事務弁護士の議決権）
第四三条　外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、第二十二条各号又は第二十三条各号に掲げる事項についての会則の制定又は改廃を審議すべき総会を招集するときは、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができる。

第三節　外国法事務弁護士の権利及び義務

（外国法事務弁護士の資格の表示）
第四四条　外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称を用い、かつ、その名称に原資格国の国名を付加しなければならない。

（外国法事務弁護士の事務所）
第四五条①　外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。
② 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。
一　当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がない場合
二　既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がある場合において、その外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にするとき。
③ 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人に雇用されているときは、その外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を使用することができる。
④ 外国法事務弁護士事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。
⑤ 外国法事務弁護士は、いかなる名義をもつてしても、国内に二個以上の事務所を設けることができない。

（原資格国法及び指定法の表示）
第四六条①　外国法事務弁護士は、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、その事務所内の公衆の見やすい場所に、原資格国法及び指定法を表示する標識を掲示しなければならない。
② 前項の規定による掲示のほか、原資格国法及び指定法の表示に関し必要な事項は、日本弁護士連合会の会則で定める。

（外国弁護士の名称等の使用）
第四七条①　外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称及び原資格国の国名に付加する場合に限り、原資格国における外国弁護士の名称を用いることができる。
② 外国法事務弁護士は、第四十五条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同項各号に掲げる場合において自己の氏名又は事務所の名称に付加するときに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

（在留義務）
第四八条①　外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上本邦

に在留しなければならない。

② 外国法事務弁護士が、自己又は親族の傷病その他のやむを得ない事情に基づき、出国をして本邦外の地域に在つた場合においては、その本邦外の地域に在つた期間は、前項の規定の適用については、本邦に在留した期間とみなす。

（権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

第四九条① 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務（以下「権限外法律事務」という。）の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

② 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

③ 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（外国法共同事業における不当関与の禁止）

第四九条の二　外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（弁護士の雇用及び外国法共同事業に係る届出）

第四九条の三① 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用しようとするとき又は外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所

二 当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲

② 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法事務弁護士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを付記しなければならない。

③ 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

④ 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項の訂正をしなければならない。

⑤ 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、弁護士を雇用すること又は外国法共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

⑥ 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。

⑦ 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該雇用若しくは外国法共同事業に係る弁護士又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

（外国法共同事業の表示）

第四九条の四　前条第一項の規定により外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士は、次条の規定によりその事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字を使用する場合を除き、その事務所の名称に、外国法共同事業を営む旨及び当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を付加しなければならない。

（外国法共同事業に係る事務所の名称の特例）

第四九条の五　外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法事務弁護士が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。以下この条において同じ。）を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第四十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これと同一の名称を使用することができる。

（弁護士法の準用等）

第五〇条① 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十五条第六号中「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人」とあるのは「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」とあるのは「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人」と、同条第七号から第九号までの規定中「弁護士法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人の社員」と、「外国法事務弁護士法人の使用人」とあるのは「弁護士法人の使用人」と、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

② 弁護士法第七十四条第二項の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第五章　外国法事務弁護士法人

（設立）

第五〇条の二　外国法事務弁護士は、この章の定めるところにより、外国法事務弁護士法人を設立することができる。

（名称）

第五〇条の三　外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならない。

（社員の資格）

第五〇条の四① 外国法事務弁護士法人の社員は、外国法事務弁護士でなければならない。

② 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第五十一条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第五十一条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

（業務の範囲）

第五〇条の五① 外国法事務弁護士法人は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、外国法に関する法律事務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、次に掲げる業務を行うことは、この限りでない。

一 第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務

二 国内において効力を有し、又は有した法（外国において効力を有し、又は有した法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

② 外国法事務弁護士法人は、前項に規定するもののほか、国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理を行うことができる。

（設立の手続）

第五〇条の六① 外国法事務弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする外国法事務弁護士が、定款を定めなければならない。

② 弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、外国法事務弁護士法人の定款について準用する。この場合において、同項第三号中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項第五号中「住所」とあるのは「住所、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第五号に規定する原資格国法、同条第九号に規定する指定法」と読み替えるものとする。

（弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会）

第五〇条の七① 外国法事務弁護士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該外国法事務弁護士法人が定款に記載した弁護士会）及び日本弁護士連合会に入会するものとする。

② 第四十一条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同条第二項中「の会員となる」とあるのは「に入会するものとする」と読み替えるものとする。

（業務の執行）

第五〇条の八① 外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、次に掲げる業務を執行する。

一 当該社員の原資格国法に関する法律事務（第三条第一項各号に掲げる法律事務を除く。）

二 国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理

② 業務を執行する社員は、前項に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

③ 業務を執行する社員は、前二項に規定するもののほか、第五条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

④ 業務を執行する社員は、前三項の規定により執行することのできる業務であつても、第三条第二項各号に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

（社員の資格の表示）

第五〇条の九　外国法事務弁護士法人は、社員が業務を執行するに際しては、当該社員に、外国法事務弁護士の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を付加させなければならない。

（事務所）

第五〇条の一〇① 外国法事務弁護士法人は、その事務所の名称中に当該外国法事務弁護士法人の名称を用いなければならない。

② 第四十五条第二項及び第四項の規定は外国法事務弁護士法人の事務所について、第四十九条の四の規定は外国法事務弁護士法人

法人及びその事務所について、第四十九条の五の規定は外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、第四十五条第二項ただし書中「原資格国」とあるのは「社員の原資格国」と、「自己」とあるのは「当該社員」と、第四十九条の五中「外国法事務弁護士の事務所」とあるのは「外国法事務弁護士法人の主たる事務所」と、「弁護士法人にあつては」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては」と、「限る。以下この条において同じ」とあるのは「限る」と、「事務所の」とあるのは「事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。）の」と読み替えるものとする。

（業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

第五〇条の一一① 外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

② 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士法人が自己の業務の範囲を超える法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

③ 外国法事務弁護士法人は、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

④ 外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法事務弁護士法人が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（外国法共同事業における不当関与の禁止）

第五〇条の一二① 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

② 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等）

第五〇条の一三① 第四十二条並びに第四十九条の三第一項、第三項、第五項及び第七項の規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。

② 弁護士法第一条、第二十一条、第二十三条の二、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の十一まで、第三十条の十三から第三十条の十六まで、第三十条の十七本文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同法第二十一条、第三十条の九、第三十条の十七本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同法第三十条の十八第四号中「社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）」とあり、及び同法第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員若しくは使用人である外国法事務弁護士又は使用人である弁護士」と、同法第三十条の二十二第五号中「第十一条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九条」と、同条第六号中「第五十七条第一項第二号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十二条第一項第二号」と、「第十三条第一項」とあるのは「同法第三十条第二項」と、同法第三十条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十一条」と、同法第三十条の二十六第一項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は外国法事務弁護士で」と、同法第三十条の三十第一項中「「弁護士法」とあるのは「「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」と、同条第二項中「「弁護士法」とあるのは「「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」と読み替えるものとする。

③ 弁護士法第七十二条及び第七十四条第二項の規定は、外国法事務弁護士法人には適用しない。

第六章　懲戒（抄）

第一節　懲戒の処分（抄）

（懲戒事由及び懲戒権者）

第五一条① 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、この法律（弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士にあつては、この法律又は弁護士法）又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

② 懲戒は、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士懲戒委員会の議決に基づいて行う。

（懲戒の種類）

第五二条① 外国法事務弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

一　戒告
二　二年以内の業務の停止
三　退会命令
四　除名

② 外国法事務弁護士法人に対する懲戒は、次の三種とする。

一　戒告
二　二年以内の外国法事務弁護士法人の業務の停止又はその事務所の業務の停止
三　除名

（懲戒の手続）

第五三条① 何人も、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に懲戒の請求をすることができる。

②―⑧　（略）

第五四条　（略）

第二節　外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会

（第五五条から第五八条まで）（略）

第七章　雑則

（外国弁護士による国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続の代理）

第五八条の二 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第五十二条第一項第二号又は同法第五十七条第一項第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

（行政不服審査法の適用除外）

第五八条の三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、法務大臣が第十条第四項（第十四条第四項、第十六条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により日本弁護士連合会の意見を聴いて行つた承認に関する処分、第十四条第一項から第三項までの規定による承認の取消しの処分、指定に関する処分及び第二十条第一項又は第二項の規定による指定の取消しの処分についての審査請求については、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第五八条の四 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、日本弁護士連合会及び弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、適用しない。

（審査請求の制限）

第五九条 この法律に基づく日本弁護士連合会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（訴えの提起）

第六〇条① 第二十六条の規定により登録を拒絶された者、第二十八条第三項において準用する第二十六条の規定により登録換えを拒絶された者、第三十条第二項の規定により登録を取り消された者又は第五十一条の規定による懲戒を受けた者は、東京高等裁判所に当該処分の取消しの訴えを提起することができる。

② 登録請求又は登録換え請求をした者は、その請求の日の翌日から起算して五箇月を経過しても、日本弁護士連合会が当該請求に対して何ら処分をしないときは、当該登録又は登録換えを拒絶されたものとして、前項の訴えを提起することができる。

（非外国法事務弁護士の虚偽標示等の禁止）

第六一条① 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

② 外国法事務弁護士法人でない者は、その名称中に外国法事務弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（法務省令への委任）

第六二条 この法律に定めるもののほか、承認及びその取消し並びに指定及びその取消しの手続その他第三章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第八章　罰則

第六三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行つたときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　国内の裁判所における訴訟事件（刑事に関するものを除く。）、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件、民事保全事件その他民事に関する事件の手続についての代理
二　刑事に関する事件の手続についての代理、刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
三　国内の行政庁に対する審査請求、再調査の請求その他の不服申立事件の手続についての代理
四　国内において効力を有し、又は有した法（原資格国法若しくは指定法に含まれる条約その他の国際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての書面による鑑定

第六四条① 偽りその他不正の手段により、外国法事務弁護士名簿に登録をさせ、又は登録に指定法の付記をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② 前項の未遂罪は、罰する。

第六五条 第五十条第一項において準用する弁護士法第二十六条又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六六条 第五十条第一項又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六七条　①　外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士であつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

②　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六八条　第六十一条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六九条　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七〇条　①　弁護士法人の使用人で国法事務弁護士法人の社員若しくは使用人である外国法事務弁護士若しくは使用人である弁護士が、その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一　第六十三条　同条の罰金刑

二　第六十五条（第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十に係る部分に限る）　三百万円以下の罰金刑

三　第六十六条（第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条に係る部分に限る）　第六十六条の罰金刑

②　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七一条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　正当な理由がないのに、第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第七二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、外国法事務弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の七第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四　定款又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第三項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

○総合法律支援法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二四条（令和四・一・一・二八までに施行）

（目的）

第一条　この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

（情報提供の充実強化）

第三条　総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための情報に利用する有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化がなければならない。

（連携の確保強化）

第七条　総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第十号及び第三十二条第三項において同じ。）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

（日本弁護士連合会等の責務）

第一〇条①　日本弁護士連合会及び弁護士会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、会員である弁護士又は弁護士法人による協力体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

②　弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

③　〔略〕

（審査委員会）

第一九条①　〔略〕

⑤　理事長は、〔略〕、委員が支援センターの役員若しくは職員となったとき又は第一項第一号から第三号までに規定する資格を失ったときは、当該委員を解任しなければならない。

⑥⑦　〔略〕

⑧　〔柱書略〕

一　契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置に関する契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）

二　〔略〕

⑨⑩　〔略〕

（業務の範囲）

第三〇条①　〔柱書略〕

一　〔柱書略〕

イ　〔略〕

ロ　弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二　〔略〕

三　特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

四―六　〔略〕

七　弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

八・九　〔略〕

十　国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

十一・十二　〔略〕

②③　〔略〕

（支援センター等の義務等）

第三二条①②　〔略〕

③　支援センターは、第三十条第一項第一号、第七号及び第八号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

④⑥　〔略〕

○司法試験法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四四）本則四条（令和四・一〇・一施行）

（司法試験の目的等）

第一条①②　〔略〕

③　司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

（司法試験の受験資格等）

第四条①　〔柱書略〕

一　法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者　その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二　〔略〕

新②③　〔改正により追加〕

②　前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項の各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。（改正後の④）

○内閣法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三・六・三法八四）附則三条（令和四・六・三までに施行）

第一六条【国家安全保障局】①（略）

②（柱書略）

一　第十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するものを除く。）

新二（改正により追加）

二（略、改正後の三）

三　国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務（改正後の四）

③―⑦（略）

○地方自治法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則七条二号（令和四・一一・二八までに施行）

〈住民訴訟〉

第二四二条の二①―⑪（略）

⑫　第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・戸籍法の一部を改正する法律（令和一・五・三法一七）附則一四条（令和四・五・三〇までに施行）

〈定義〉

第二条①―⑨（略）

⑩　この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

⑪　この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

⑫―⑮（略）

〈利用範囲〉

第九条①　別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

②（略）

新③（改正により追加）

③　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第五十九条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第九十七条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十七項若しくは第七十六条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十四年法律第三五号）第二百三十五条から第二百二十八条の二の三まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条の三第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用し事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。（改正後の④）

④⑤（略、改正後の⑤⑥）

（再委託）

第一〇条①（略）

②　前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第三条第三項及び第十三条、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

第一三条　個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

〈提供の要求〉

第二四条①　個人番号利用事務等実施者は、個人番号を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

②（略）

〈特定個人情報の提供の制限〉

第一九条（柱書略）

一―十一（略）

十二　社債、株式等の振替に関する法律（平成十一年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）に同規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する有効な改正前規定（内閣法　地方自治法　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

る書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十三―十七（略）

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二一条の二① 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号（第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第一項において同じ。）を内閣総理大臣から取得することができる。

② 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号（当該取得に関し割り当てられた番号であって、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、機構を通じて内閣総理大臣に対して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。

③ 情報照会者等、内閣総理大臣及び機構は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

④―⑧（略）

（特定個人情報保護評価）

第二八条①（柱書略）

一―四（略）

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三、第三十八条の三の二第二項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六・七（略）

②―⑥（略）

（個人情報保護法の特例）

第三〇条①（略）

②（柱書略）

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第十八条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項の規定に基づく場合
（略）		

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

第四五条の二① 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

②―④（略）

⑤ 第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

⑥―⑨（略）

○住民基本台帳法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三一**法一六**）本則二条（令和四・五・三〇までに施行）

・戸籍法の一部を改正する法律（令和一・五・三一**法一七**）附則六条（令和四・五・三〇までに施行）

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則一五条二号（令和四・一一・二八までに施行）

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第一二条の三①②（略）

③ 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

④―⑨（略）

（戸籍の附票の記載事項）

第一七条（柱書略）

一―四（略）

五・六（改正により追加）

第一九条の三（改正により追加）

（戸籍の附票の写しの交付）

第二〇条①（略）

② 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

③ 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一―三（略）

④ 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

⑤ 第十二条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項、第三項及び第五項の規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第六項まで及び第九項の規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、第十二条第七項及び第十二条の二第五項中「同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあり、並びに第十二条の三第四項第四号及び第九項中「第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

（戸籍の附票の除票の写しの交付）

第二一条の三①―④（略）

⑤（柱書略）

第十二条第二項第三号	氏名	氏名その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
第十二条第七項	同項	第二十一条の三第一項
第十二条の二第二項第三号	住所	住所その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
第十二条の二第五項	同項	第二十一条の三第二項
第十二条の三第四項第三号	住所	住所その他の当該申出に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
第十二条の三第四項第四号	第一項	第二十一条の三第三項
第十二条の三第八項及び第九項	第一項に	第二十一条の三第三項に

（住民票コードの指定）

第三〇条の二① 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

②（略）

第四一条の二（改正により追加）

○国有財産法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則一九条（令和四・五・一八までに施行）

（貸付期間）

第二一条①（略）

一（略）

二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二条の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき　五十年以上

三・四（略）

②（略）

○国税通則法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一七条（令和四・一・一・二八までに施行）

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第七四条の九①②（略）

③（柱書略）

一（略）

二 税務代理人　税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人

④⑥（略）

○国税徴収法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一六条（令和四・一・一・二八までに施行）

（合名会社等の社員の第二次納税義務）

第三三条　合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。

有効な改正前規定（国有財産法　国税通則法　国税徴収法）

○法人税法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）附則九〇条（令和四・五・一施行）

（退職年金等積立金の額の計算）

第八四条①　退職年金業務等（確定給付年金資産管理運用契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、確定給付年金基金資産運用契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条（積立金の積立て）に規定する積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。）の運用及び当該運用に係る確定給付年金積立金の管理の業務、確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第三項（定義）に規定する個人型年金を実施する業務、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十一条第二項第二号（設立及び業務）に掲げる業務、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務、勤労者財産形成給付契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、勤労者財産形成基金給付契約に係る信託、生命保険、生命共済、損害保険、預貯金の受入れ若しくは有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務又はこれらに類する政令で定める契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を行う内国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、当該事業年度における退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

②　〔略〕

③　前二項に規定する確定給付年金資産管理運用契約とは、確定給付企業年金法（第六十五条第一項（事業主の積立金の運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険又は生命共済の契約をいい、前二項に規定する確定給付年金基金資産運用契約とは、同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険若しくは生命共済若しくは同条第四項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定により締結された信託、生命保険若しくは同条第二項（事業主の積立金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金の運用に関する契約をいい、前二項に規定する確定給付年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八条第一項（資産管理契約の締結）の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成給付契約とは、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十一号）第六条の二第一項（勤労者財産形成給付契約等）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の契約（当該生命共済の契約に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の契約を含む。以下この項において同じ。）又は同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成基金給付契約とは、同法第六条の二第二項（勤労者財産形成基金契約）に規定する信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の契約若しくは同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約又は同条第三項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約をいう。

④　〔略〕

○地方税法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一二条（令和四・一・一・二八までに施行）

（合名会社等の社員の第二次納税義務）

第一一条の二　合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七二条の九九の六①　総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士法人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二―七　〔略〕

②―⑤　〔略〕

○道路交通法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・道路交通法の一部を改正する法律（令和二・六・一〇**法四二**）
本則（令和四・六・九までに施行）

（仮免許）
第八七条① （略）
② 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。
③―⑥ （略）
（罰則 （略））

（免許の拒否等）
第九〇条① （柱書略）
一―六 （略）
七 第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者
②―⑭ （略）

第九一条の二 （改正により追加）

（免許証の記載事項）
第九三条① （略）
② 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。
③ （略）

（受験資格）
第九六条① （略）
② 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上の者でなければならない。
③ 中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。
④ （略）
⑤ （柱書略）
一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの
二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの
三 （略）
⑥ （略）

（運転免許試験の免除）
第九七条の二① （柱書略）
一・二 （略）
三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）
イ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者　公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習
新ロ・ハ （改正により追加）
ロ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者（イに掲げる者を除く。）　第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（改正後のニ）
ハ　イ及びロに掲げる者以外の者　第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習（改正後のホ）
四 （略）
五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）
新② （改正により追加）
② 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。（改正後の③）
③ 前二項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することができる。（改正後の④）

（更新を受けようとする者の義務）
第一〇一条の三① 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項及び第二項において同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第二項並びに第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。
② （略）

（七十歳以上の者の特例）
第一〇一条の四① （略）
② 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公安委員会は、その者に対する同項の講習を当該認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。
新③④ （改正により追加）
③ （柱書略）
一 （略）
二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定により認知機能検査を受けていなければならない旨、当該認知機能検査を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項
三 （改正により追加）
（改正後の⑤）

（臨時認知機能検査等）
第一〇一条の七① 公安委員会は、七十五歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。
② （略）
③ 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査を受けなければならない。
④ 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査の結果、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行

うものとする。

⑤⑥　（略）

（臨時適性検査等）

第一〇二条①　公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第三項までの規定により診断書を提出したとき。

二　第七項ただし書の規定により診断書（その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。（改正により削られた）

三　認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。（改正後の二）

②　公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　当該認知機能検査を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二　（略）

③　公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

④　前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

⑤⑥　（略）

⑦　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。ただし、第四項の規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

⑧　（略）

第一〇二条の三　（改正により追加）

（免許の取消し、停止等）

第一〇三条①　免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一―二　（略）

三　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

四―八　（略）

②③　（略）

④　前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

⑤―⑩　（略）

（臨時適性検査に係る取消し等）

第一〇四条の二の三①　公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行い、又は同条第一項から第三項までの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者（免許を受けた者に限る。）が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

②　（略）

③　第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき）又は同条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）は、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

④　前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。

⑤　第百三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

⑥―⑧　（略）

第一〇四条の二の四　（改正により追加）

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第一〇四条の二の三①　第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

②―⑨　（略）

（国家公安委員会への報告）

第一〇六条　公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、第百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第三項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検

査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（仮免許の取消し）

第一〇六条の二① （略）

② 第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第一〇七条① （略）

② 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

③④ （略）

（罰則 （略））

（自動車等の運転禁止等）

第一〇七条の五①―⑧ （略）

⑨ 第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

⑩⑪ （略）

（罰則 （略））

（講習）

第一〇八条の二① （柱書略）

一―十三 （略）

新十四 （改正により追加）

十四 （略、改正後の十五）

② （略）

③ 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十四号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

④ 前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習（第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（改正により削られた）

（罰則 第四項については第百十七条の四第一号）（改正により削られた）

新**第一〇八条の三の三** （改正により追加）

（講習通知事務の委託）

第一〇八条の三の三① 公安委員会は、第百八条の三第一項又は前条の規定による通知の実施に係る事務（次項において「講習通知事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

② （略）

（罰則 （略））

（改正後の**第一〇八条の三の四**）

（自転車運転者講習の受講命令）

第一〇八条の三の四 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則 （略））

（改正後の**第一〇八条の三の五**）

第一〇八条の三の五 （略、改正後の**第一〇八条の三の六**）

（指定講習機関）

第一〇八条の四① （柱書略）

一 第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。） 自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

三 （改正により追加）

② 前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

③④ （略）

（運転適性指導員等）

第一〇八条の五① 取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

②③ （略）

（免許の拒否等に関する規定の適用の特例）

第一〇八条の三三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百二条の二、第百三条第一項第五号、第百六条、第百七条の五第一項第二号又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

（免許等に関する手数料）

第一一二条① （柱書略）

一―五の三 （略）

五の四 （改正により追加）

六 第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの　審査手数料

七―十二 （略）

十三 初心運転者講習又は第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習を受けようとする者　通知手数料

② （略）

（行政手続法の適用除外）

第一一三条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第一一七条の四　（柱書略）

一　第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

一の二・二　（略）

第一一九条①　（柱書略）

一―十四　（略）

十五　第九十一条（免許の条件）の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

②　略

第一二〇条①　（柱書略）

一―十六　（略）

十七　第百八条の三の四（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかった者

②　略

○自衛隊法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二・六・二四**法六〇**）附則八条（令和四・六・三までに施行）

・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三・五・二**法四三**）附則一条（令和四・五・二〇までに施行）

・航空法等の一部を改正する法律（令和三・六・一一**法六五**）附則一五条（令和四・二・一〇までに施行）

（航空法等の適用除外）

第一〇七条①　航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第二十四条第二項、第二十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十四条、第百三十二条の二第一項第五号から第十号まで並びに第百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

②　略

③　自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

④　航空法第六十六条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十二条、第九十二条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。

⑤―⑧　略

（労働組合法等の適用除外）

第一〇八条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条、第二条（第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第百二十二条から第百二十五条まで、第百二十六条（第六号から第八号までを除く。）、第百二十七条、第百二十八条（第三号を除く。）、第百二十八条の二及び第百三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十一年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

○公害紛争処理法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則九条三号（令和四・一・一・二八までに施行）

（代理人）

第三条の二①　当事者は、弁護士、弁護士法人又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

②―④　（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和一・五・二九法三三）附則二八条（令和四・一・一・二八までに施行）

（金銭以外の財産の拠出）

第三七条①～⑧（略）

⑨（柱書略）

一・二（略）

三　現物拠出財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合当該証明を受けた現物拠出財産の価額

四（略）

⑩（柱書略）

一～三（略）

四　弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

（費用等の請求）

第二八二条①　責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したときは、弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬の額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

②③　略

○不動産登記法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和・五・一九法三七）附則四四条（令和四・五・一八までに施行）

（地上権の登記の登記事項）

第七八条（柱書略）

一・二（略）

三　存続期間又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条前段若しくは第二十三条（第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七条第一項の定めがあるときは、その定め

四・五（略）

（賃借権の登記等の登記事項）

第八条（柱書略）

一～七（略）

八　借地借家法第二十一条前段、第二十三条第一項、第三十八条第一項前段若しくは第十九条第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがあるときは、その定め

○借地借家法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則三五条（令和四・五・一八までに施行）

（定期借地権）

第二条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（定期建物賃貸借）

第三条①（略）

②（改正により追加）

第三八条①（略）

②　前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。（改正後の③）

新②（改正により追加）

③　建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかつたときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。（改正後の⑤）

④～⑦（略、改正後の⑥～⑨）

（取壊し予定の建物の賃貸借）

第三九条①②（略）

③（改正により追加）

○信託法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和一・五・二九法三三）附則三〇条（令和四・一・一・二八までに施行）

（費用又は報酬の支弁等）

第二四条①　前条第五項又は第六項の規定による異議に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

②　略

（費用又は報酬の支弁等）

第四五条①　第四十条、第四十一条又は前条の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

②　略

（費用又は報酬の支弁等）

第六一条①　第十九条第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

②　略

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三・四・二八**法二七**）本則（令和四・一〇・二七までに施行）

注　令和三法二七による改正が施行される前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を次に掲げる。

（趣旨）

第一条　この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定電気通信　不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。

二　特定電気通信設備　特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。

三　特定電気通信役務提供者　特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。

四　発信者　特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

（損害賠償責任の制限）

第三条①　特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一　当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二　当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

②　特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一　当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（公職の候補者等に係る特例）

第三条の二　前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一　特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下「特定文書図画」という。）に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは衆議院名簿届出政党等（同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）をいう。以下同じ。）から、当該名誉を侵害したとする情報（以下「名誉侵害情報」という。）、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨（以下「名誉侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置（以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二　特定電気通信による情報であって、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

（発信者情報の開示請求等）

第四条①　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

一　侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二　当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

②　開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

③　第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。

④　開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成一四・五・二七—平成一四政一七八）から施行する。

○戸籍法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則八条（令和四・一・二八までに施行）

第一〇条の二（第三者による戸籍謄本等の交付請求）①②（略）

③第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

④（住書略）

一　弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）

二―五（略）

六　弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤⑥（略）

○会社法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則二七条（令和四・一一・二八までに施行）

・労働者協同組合法（令和二・一二・一一**法七八**）附則三四条（令和四・一〇・一施行）

（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

第三三条①―④（略）

⑤ 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

⑥―⑨（略）

⑩（柱書略）

一・二（略）

三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合　第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）

⑪（柱書略）

一―四（略）

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第二〇七条①―⑧（略）

⑨（柱書略）

一―三（略）

四 現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合　当該証明を受けた現物出資財産の価額

五（略）

⑩（柱書略）

一―三（略）

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

第二八四条①―⑧（略）

⑨（柱書略）

一―三（略）

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合　当該証明を受けた現物出資財産の価額

五（略）

⑩（柱書略）

一―三（略）

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

（費用等の請求）

第八五二条① 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

②③（略）

（欠格事由）

第九四三条（柱書略）

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則七条二号（令和四・一一・二八までに施行）

（費用等の保留命令）

第七五条① 第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じなければならない。

②（略）

（管理人の訴訟の追行の費用等）

第九三条① 管理人が査定の裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。

②―⑤（略）

有効な改正前規定（組織犯罪処罰法　犯罪収益移転防止法　私事性的画像記録被害防止法）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）附則八条（令和四・六・一五までに施行）

別表第三（第六条の二関係）

一―六十四　（略）

新六十五　（改正により追加）

六十五―九十一　略、改正後の六十六―九十二

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和一・五・二九法三三）附則三一条（令和四・一一・二八までに施行）

（定義）

第二条①　（略）

②　（柱書略）

一―四十四　略

四十五　弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人

（外国法事務弁護士法人を含む）

四十六―四十九　（略）

③　（略）

○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三・四・二八法二七）附則五条（令和四・一〇・二七までに施行）

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例）

第四条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第三条の二第一号の場合のほか、特定電気通信役務提供者（同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。）は、特定電気通信（同条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この条において同じ。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同条第四号に規定する発信者をいう。以下この条において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一　特定電気通信による情報であって私事性的画像記録に係るものの流通によって自己の名誉又は私生活の平穏（以下この号において「名誉等」という）を侵害されたとする者（以下この号において「撮影対象者」という）を侵害されたとする者（当該撮影対象者が死亡している場合にあっては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹（に限る）から、当該名誉等を侵害したとする情報（以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」という）、名誉等が侵害された旨、名誉等が侵害されたとする理由及び当該私事性的画像侵害情報が私事性的画像記録に係るものである旨（次号において「私事性的画像侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置（以下「私事性的画像侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があったとき。

二・三　（略）

○刑事訴訟法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一一条（令和四・一一・二八までに施行）

第七六条【勾引された被告人と公訴事実・弁護人選任権の告知】

①（略）

②前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

③④（略）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一五条三号（令和四・一一・二八までに施行）

（信書の検査）

第二七条①（柱書略）

②（略）

一・二（略）

三　受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書

（信書の検査）

第三三条①②（略）

③（柱書略）

一（柱書略）

イ・ロ（略）

ハ　自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）

二（略）

○少年院法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一五条四号（令和四・一一・二八までに施行）

（信書の検査）

第九九条①（略）

②（柱書略）

一―三（略）

四　在院者が自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。第百一条第二項において同じ。）との間で発受する信書

③（略）

○公益通報者保護法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二・六・一二法五一）本則（令和四・六・一一までに施行）

第一章名（改正により追加）

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条① この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）

二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

四 （改正により追加）

② この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

③ この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 （略）

④ （略）

第二章名（改正により追加）

（解雇の無効）

第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

イ―ニ （改正により追加）

三 （柱書略）

イ・ロ （略）

新ハ （改正により追加）

ハ 労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合（改正後のニ）

ニ 書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合（改正後のホ）

ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合（改正後のヘ）

（労働者派遣契約の解除の無効）

第四条 第二条第一項第二号に掲げる事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条各号に定める公益通報をしたことを理由として同項第二号に掲げる事業者が行った労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除は、無効とする。

（不利益取扱いの禁止）

第五条① 第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

② 前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

③ （改正により追加）

新**第六条・第七条**（改正により追加）

（解釈規定）

第六条① 前三条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。第十条第一項において同じ。）の規定の適用を妨げるものではない。

② （略）

③ 前条第一項の規定は、労働契約法第十四条及び第十五条の規定の適用を妨げるものではない。

④ （改正により追加）

（改正後の**第八条**）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。（改正後の**第九条**）

（他人の正当な利益等の尊重）

第八条 第三条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。（改正後の**第一〇条**）

（是正措置等の通知）

第九条 書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。（改正により削られた）

第三章名（改正により追加）

新**第一一条・第一二条**（改正により追加）

（行政機関がとるべき措置）

第一〇条① 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

新② （改正により追加）

② 前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところによる。（改正後の③）

第一一条（略、改正後の**第一四条**）

第四章（第一五条―第二〇条）（改正により追加）

第五章（第二一条・第二二条）（改正により追加）

別表（第二条関係）

一―七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九**法五八**）本則二条（令和四・一〇・一施行）

（定義）

第二条　この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三並びに第六十一条第三十三項及び第三十六項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―五　（略）

（育児休業の申出）

第五条①　労働者は、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあっては、その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。第三項及び第十一条第一項において同じ。）が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

②　前項の規定にかかわらず、育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した者を除く。）が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出によりする育児休業を除く。）をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、同項の申出をすることができない。

③　労働者は、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者であってその配偶者が当該子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）において育児休業をしているものにあっては、当該子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

一・二　（略）

三　（改正により追加）

④　労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

一　当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳六か月に達する日（次号及び第六項において「一歳六か月到達日」という。）において育児休業をしている場合

二　（略）

三　（改正により追加）

⑤　第一項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第一項ただし書中「一歳六か月」とあるのは、「二歳」と読み替えるものとする。

⑥　第一項、第三項及び第四項の規定による申出（以下「育児休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。この場合において、第三項の規定による申出にあっては当該申出に係る子の一歳到達日の翌日を、第四項の規定による申出にあっては当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日を、それぞれ育児休業開始予定日としなければならない。

一・二　（改正により追加）

⑦　第一項ただし書、第二項、第三項ただし書、第五項及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であって、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

（育児休業申出があった場合における事業主の義務等）

第六条①②　（略）

③　事業主は、労働者からの育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して一月（前条第三項又は第四項の規定による申出にあっては二週間）を経過する日（以下この項において「一月等経過日」という。）前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該育児休業開始予定日とされた日から当該一月等経過日（当該育児休業申出があった日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあっては、当該一月等経過日前の日で厚生労働省令で定める日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

④　（略）

（育児休業申出の撤回等）

第八条①　（略）

新②　（改正により追加）

②　前項の規定により育児休業申出を撤回した労働者は、当該育児休業申出に係る子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業申出をすることができない。（改正後の③）

③　（略、改正後の④）

（育児休業期間）

第九条①　（略）

②　（柱書略）

一・二　（略）

三　育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

③　前条第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

新**第九条の二―第九条の五**　（改正により追加）

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例）

第九条の二①　労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における第二章から第五章まで、第二十四条第一項及び第十二章の規定の適用については、第五条第一項中「一歳に満たない子」とあるのは「一歳二か月に満たない子（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用するこの項の規定により育児休業をする場合にあっては、一歳に満たない子）」と、同条第三項ただし書中「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）」とあるのは「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）」と、同項第一号中「又はその配偶者が、当該子の一歳到達日」とあるのは「が当該子の一歳到達日（当該労働者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）」と、同条第六項中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日（当該子を養育する労働者又はその配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日（当該労働者に係る育児休業終了予定日とされた日と当該配偶者に係る育児休業終了予定日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））」と、前条第一項中「変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項」とあるのは「変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において同じ。）（当該育児休業終了予定日とされた日が当該育児休業開始予定日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該育児休業に係る子の出生した日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該労働者が労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。次項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項第二号中「第五条第三項」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同条第三項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十四条第一項第一号中「一歳（」とあるのは「一歳（当該労働者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出をすることができる場合にあっては一歳二か月。」とするほか、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

②　（略）

（改正後の**第九条の六**）

（公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用）

第九条の三　第五条第三項及び第四項並びに前条の規定の適用については、労働者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項

（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百七十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項の規定によりする請求及び当該請求に係る育児休業は、それぞれ第五条第一項又は当該請求に係る育児休業は、それぞれ第五条第一項又は第三項の規定によりする申出及びこれらの申出によりする育児休業とみなす。（改正後の**第九条の七**）

（不利益取扱いの禁止）

第一〇条　事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（介護休業申出の撤回等）

第一四条①　介護休業申出をした労働者は、当該介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日（第十二条第三項の規定による事業主の指定があった場合については、当該事業主の指定した日。第二項において準用する第八条第三項及び次条第一項において同じ。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

②　（略）

③　第八条第三項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

（介護休業期間）

第一五条①②　（略）

③　（柱書略）

一　（略）

二　介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。

④　第八条第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

（準用）

第一六条　第八条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

（準用）

第一六条の二　第十条の規定は、第十六条の二第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

（準用）

第一六条の四　第十条の規定は、第十六条の二第一項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

（準用）

第一六条の七　第十条の規定は、第十六条の五第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

④　（柱書略）

一・二　（略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

⑤　（略）

第一七条①②　（略）

③　（柱書略）

一・二　（略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

④　（柱書略）

一・二　（略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

⑤　（略）

第一八条の八①―③　（略）

④　（柱書略）

一・二　（略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

⑤　（略）

第一九条①②　（略）

③　（柱書略）

一・二　（略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

④　（略）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二一条①　事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

②　（略）

（育児休業等に関する定めの周知等の措置）

第二一条の二①　（略）

②　事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

（雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置）

第二三条①　事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一―三　（略）

②　前項に定めるもののほか、事業主は、育児休業申出及び介護休業申出並びに育休休業及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、育児休業及び介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（公表）

第五六条の二　厚生労働大臣は、第八条第一項（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項（第十六条の八第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の九第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項、第二十条の二、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条第一項若しくは第二項（第五十二条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定に違反していると認める事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（労働政策審議会への諮問）

第五七条　厚生労働大臣は、第二条第一号及び第三号から第五号まで、第五条第二項、第三項第二号及び第四項第三号、第六条第一項第二号（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む）及び第三項、第十六条第二項及び第三項（第十三条において準用する場合を含む）、第八条第一項及び第三項（第九条第二項第一号、第十二条第二項、第十五条第三項第一号、第十六条の二第一項第一号、第十六条の五第一項及び第二項、第十八条第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二項第一号及び第三項、第十八条第一項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十五条第一項、第二十三条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項の厚生労働省令の制定又は改正の案をあらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（船員に関する特例）

第六〇条①　（略）

②　船員等に関しては、第二条第一号及び第三号から第五号まで、第五条第一項、第三項第二号、第四項第二号及び第六項第一号、第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項、第十八条第一項、第十九条第二項及び第三項、第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項、第十六条の五第一項、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第百条第一項、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項、第百五条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百十九条第一項、第百二十条第一項、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第一項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項、第百四十条第一項、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条第一項、第百四十四条第一項、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項、第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項、第百五十三条第一項、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百五十六条第一項、第百五十七条第一項、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十条第一項、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十五条第一項、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十八条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第百八十三条第一項、第百八十四条第一項、第百八十五条第一項、第百八十六条第一項、第百八十七条第一項、第百八十八条第一項、第百八十九条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条第一項、第百九十三条第一項、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十六条第一項、第百九十七条第一項、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一項、第二百四条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百九条第一項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項、第二百十五条第一項、第二百十六条第一項、第二百十七条第一項、第二百十八条第一項、第二百十九条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項、第二百四十九条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十一条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条第一項、第二百五十四条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十六条第一項、第二百五十七条第一項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十三条第一項、第二百六十四条第一項、第二百六十五条第一項、第二百六十六条第一項、第二百六十七条第一項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項、第二百七十一条第一項、第二百七十二条第一項、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項、第二百七十六条第一項、第二百七十七条第一項、第二百七十八条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十一条第一項、第二百八十二条第一項、第二百八十三条第一項、第二百八十四条第一項、第二百八十五条第一項、第二百八十六条第一項、第二百八十七条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項、第二百九十条第一項、第二百九十一条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十四条第一項、第二百九十五条第一項、第二百九十六条第一項、第二百九十七条第一項、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百条第一項、第三百一条第一項、第三百二条第一項、第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百五条第一項、第三百六条第一項、第三百七条第一項、第三百八条第一項、第三百九条第一項、第三百十条第一項、第三百十一条第一項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項、第三百十四条第一項、第三百十五条第一項、第三百十六条第一項、第三百十七条第一項、第三百十八条第一項、第三百十九条第一項、第三百二十条第一項、第三百二十一条第一項、第三百二十二条第一項、第三百二十三条第一項、第三百二十四条第一項、第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条第一項、第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第一項、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項、第三百三十七条第一項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十条第一項、第三百四十一条第一項、第三百四十二条第一項、第三百四十三条第一項、第三百四十四条第一項、第三百四十五条第一項、第三百四十六条第一項、第三百四十七条第一項、第三百四十八条第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十条第一項、第三百五十一条第一項、第三百五十二条第一項、第三百五十三条第一項、第三百五十四条第一項、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百五十八条第一項、第三百五十九条第一項、第三百六十条第一項、第三百六十一条第一項、第三百六十二条第一項、第三百六十三条第一項、第三百六十四条第一項、第三百六十五条第一項、第三百六十六条第一項、第三百六十七条第一項、第三百六十八条第一項、第三百六十九条第一項、第三百七十条第一項、第三百七十一条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十三条第一項、第三百七十四条第一項、第三百七十五条第一項、第三百七十六条第一項、第三百七十七条第一項、第三百七十八条第一項、第三百七十九条第一項、第三百八十条第一項、第三百八十一条第一項、第三百八十二条第一項、第三百八十三条第一項、第三百八十四条第一項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第一項、第三百八十七条第一項、第三百八十八条第一項、第三百八十九条第一項、第三百九十条第一項、第三百九十一条第一項、第三百九十二条第一項、第三百九十三条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十五条第一項、第三百九十六条第一項、第三百九十七条第一項、第三百九十八条第一項、第三百九十九条第一項、第四百条第一項、第四百一条第一項、第四百二条第一項、第四百三条第一項、第四百四条第一項、第四百五条第一項、第四百六条第一項、第四百七条第一項、第四百八条第一項、第四百九条第一項、第四百十条第一項、第四百十一条第一項、第四百十二条第一項、第四百十三条第一項、第四百十四条第一項、第四百十五条第一項、第四百十六条第一項、第四百十七条第一項、第四百十八条第一項、第四百十九条第一項、第四百二十条第一項、第四百二十一条第一項、第四百二十二条第一項、第四百二十三条第一項、第四百二十四条第一項、第四百二十五条第一項、第四百二十六条第一項、第四百二十七条第一項、第四百二十八条第一項、第四百二十九条第一項、第四百三十条第一項、第四百三十一条第一項、第四百三十二条第一項、第四百三十三条第一項、第四百三十四条第一項、第四百三十五条第一項、第四百三十六条第一項、第四百三十七条第一項、第四百三十八条第一項、第四百三十九条第一項、第四百四十条第一項、第四百四十一条第一項、第四百四十二条第一項、第四百四十三条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十五条第一項、第四百四十六条第一項、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項、第四百四十九条第一項、第四百五十条第一項、第四百五十一条第一項、第四百五十二条第一項、第四百五十三条第一項、第四百五十四条第一項、第四百五十五条第一項、第四百五十六条第一項、第四百五十七条第一項、第四百五十八条第一項、第四百五十九条第一項、第四百六十条第一項、第四百六十一条第一項、第四百六十二条第一項、第四百六十三条第一項、第四百六十四条第一項、第四百六十五条第一項、第四百六十六条第一項、第四百六十七条第一項、第四百六十八条第一項、第四百六十九条第一項、第四百七十条第一項、第四百七十一条第一項、第四百七十二条第一項、第四百七十三条第一項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条第一項、第四百七十六条第一項、第四百七十七条第一項、第四百七十八条第一項、第四百七十九条第一項、第四百八十条第一項、第四百八十一条第一項、第四百八十二条第一項、第四百八十三条第一項、第四百八十四条第一項、第四百八十五条第一項、第四百八十六条第一項、第四百八十七条第一項、第四百八十八条第一項、第四百八十九条第一項、第四百九十条第一項、第四百九十一条第一項、第四百九十二条第一項、第四百九十三条第一項、第四百九十四条第一項、第四百九十五条第一項、第四百九十六条第一項、第四百九十七条第一項、第四百九十八条第一項、第四百九十九条第一項、第五百条第一項、第五百一条第一項、第五百二条第一項、第五百三条第一項、第五百四条第一項、第五百五条第一項、第五百六条第一項、第五百七条第一項、第五百八条第一項、第五百九条第一項、第五百十条第一項、第五百十一条第一項、第五百十二条第一項、第五百十三条第一項、第五百十四条第一項、第五百十五条第一項、第五百十六条第一項、第五百十七条第一項、第五百十八条第一項、第五百十九条第一項、第五百二十条第一項、第五百二十一条第一項、第五百二十二条第一項、第五百二十三条第一項、第五百二十四条第一項、第五百二十五条第一項、第五百二十六条第一項、第五百二十七条第一項、第五百二十八条第一項、第五百二十九条第一項、第五百三十条第一項、第五百三十一条第一項、第五百三十二条第一項、第五百三十三条第一項、第五百三十四条第一項、第五百三十五条第一項、第五百三十六条第一項、第五百三十七条第一項、第五百三十八条第一項、第五百三十九条第一項、第五百四十条第一項、第五百四十一条第一項、第五百四十二条第一項、第五百四十三条第一項、第五百四十四条第一項、第五百四十五条第一項、第五百四十六条第一項、第五百四十七条第一項、第五百四十八条第一項、第五百四十九条第一項、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項、第五百五十二条第一項、第五百五十三条第一項、第五百五十四条第一項、第五百五十五条第一項、第五百五十六条第一項、第五百五十七条第一項、第五百五十八条第一項、第五百五十九条第一項、第五百六十条第一項、第五百六十一条第一項、第五百六十二条第一項、第五百六十三条第一項、第五百六十四条第一項、第五百六十五条第一項、第五百六十六条第一項、第五百六十七条第一項、第五百六十八条第一項、第五百六十九条第一項、第五百七十条第一項、第五百七十一条第一項、第五百七十二条第一項、第五百七十三条第一項、第五百七十四条第一項、第五百七十五条第一項、第五百七十六条第一項、第五百七十七条第一項、第五百七十八条第一項、第五百七十九条第一項、第五百八十条第一項、第五百八十一条第一項、第五百八十二条第一項、第五百八十三条第一項、第五百八十四条第一項、第五百八十五条第一項、第五百八十六条第一項、第五百八十七条第一項、第五百八十八条第一項、第五百八十九条第一項、第五百九十条第一項、第五百九十一条第一項、第五百九十二条第一項、第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項、第五百九十五条第一項、第五百九十六条第一項、第五百九十七条第一項、第五百九十八条第一項、第五百九十九条第一項、第六百条第一項、第六百一条第一項、第六百二条第一項、第六百三条第一項、第六百四条第一項、第六百五条第一項、第六百六条第一項、第六百七条第一項、第六百八条第一項、第六百九条第一項、第六百十条第一項、第六百十一条第一項、第六百十二条第一項、第六百十三条第一項、第六百十四条第一項、第六百十五条第一項、第六百十六条第一項、第六百十七条第一項、第六百十八条第一項、第六百十九条第一項、第六百二十条第一項、第六百二十一条第一項、第六百二十二条第一項、第六百二十三条第一項、第六百二十四条第一項、第六百二十五条第一項、第六百二十六条第一項、第六百二十七条第一項、第六百二十八条第一項、第六百二十九条第一項、第六百三十条第一項、第六百三十一条第一項、第六百三十二条第一項、第六百三十三条第一項、第六百三十四条第一項、第六百三十五条第一項、第六百三十六条第一項、第六百三十七条第一項、第六百三十八条第一項、第六百三十九条第一項、第六百四十条第一項、第六百四十一条第一項、第六百四十二条第一項、第六百四十三条第一項、第六百四十四条第一項、第六百四十五条第一項、第六百四十六条第一項、第六百四十七条第一項、第六百四十八条第一項、第六百四十九条第一項、第六百五十条第一項、第六百五十一条第一項、第六百五十二条第一項、第六百五十三条第一項、第六百五十四条第一項、第六百五十五条第一項、第六百五十六条第一項、第六百五十七条第一項、第六百五十八条第一項、第六百五十九条第一項、第六百六十条第一項、第六百六十一条第一項、第六百六十二条第一項、第六百六十三条第一項、第六百六十四条第一項、第六百六十五条第一項、第六百六十六条第一項、第六百六十七条第一項、第六百六十八条第一項、第六百六十九条第一項、第六百七十条第一項、第六百七十一条第一項、第六百七十二条第一項、第六百七十三条第一項、第六百七十四条第一項、第六百七十五条第一項、第六百七十六条第一項、第六百七十七条第一項、第六百七十八条第一項、第六百七十九条第一項、第六百八十条第一項、第六百八十一条第一項、第六百八十二条第一項、第六百八十三条第一項、第六百八十四条第一項、第六百八十五条第一項、第六百八十六条第一項、第六百八十七条第一項、第六百八十八条第一項、第六百八十九条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項、第六百九十二条第一項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項、第六百九十五条第一項、第六百九十六条第一項、第六百九十七条第一項、第六百九十八条第一項、第六百九十九条第一項、第七百条第一項、第七百一条第一項、第七百二条第一項、第七百三条第一項、第七百四条第一項、第七百五条第一項、第七百六条第一項、第七百七条第一項、第七百八条第一項、第七百九条第一項、第七百十条第一項、第七百十一条第一項、第七百十二条第一項、第七百十三条第一項、第七百十四条第一項、第七百十五条第一項、第七百十六条第一項、第七百十七条第一項、第七百十八条第一項、第七百十九条第一項、第七百二十条第一項、第七百二十一条第一項、第七百二十二条第一項、第七百二十三条第一項、第七百二十四条第一項、第七百二十五条第一項、第七百二十六条第一項、第七百二十七条第一項、第七百二十八条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十条第一項、第七百三十一条第一項、第七百三十二条第一項、第七百三十三条第一項、第七百三十四条第一項、第七百三十五条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項、第七百三十八条第一項、第七百三十九条第一項、第七百四十条第一項、第七百四十一条第一項、第七百四十二条第一項、第七百四十三条第一項、第七百四十四条第一項、第七百四十五条第一項、第七百四十六条第一項、第七百四十七条第一項、第七百四十八条第一項、第七百四十九条第一項、第七百五十条第一項、第七百五十一条第一項、第七百五十二条第一項、第七百五十三条第一項、第七百五十四条第一項、第七百五十五条第一項、第七百五十六条第一項、第七百五十七条第一項、第七百五十八条第一項、第七百五十九条第一項、第七百六十条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十二条第一項、第七百六十三条第一項、第七百六十四条第一項、第七百六十五条第一項、第七百六十六条第一項、第七百六十七条第一項、第七百六十八条第一項、第七百六十九条第一項、第七百七十条第一項、第七百七十一条第一項、第七百七十二条第一項、第七百七十三条第一項、第七百七十四条第一項、第七百七十五条第一項、第七百七十六条第一項、第七百七十七条第一項、第七百七十八条第一項、第七百七十九条第一項、第七百八十条第一項、第七百八十一条第一項、第七百八十二条第一項、第七百八十三条第一項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第一項、第七百八十六条第一項、第七百八十七条第一項、第七百八十八条第一項、第七百八十九条第一項、第七百九十条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十二条第一項、第七百九十三条第一項、第七百九十四条第一項、第七百九十五条第一項、第七百九十六条第一項、第七百九十七条第一項、第七百九十八条第一項、第七百九十九条第一項、第八百条第一項、第八百一条第一項、第八百二条第一項、第八百三条第一項、第八百四条第一項、第八百五条第一項、第八百六条第一項、第八百七条第一項、第八百八条第一項、第八百九条第一項、第八百十条第一項、第八百十一条第一項、第八百十二条第一項、第八百十三条第一項、第八百十四条第一項、第八百十五条第一項、第八百十六条第一項、第八百十七条第一項、第八百十八条第一項、第八百十九条第一項、第八百二十条第一項、第八百二十一条第一項、第八百二十二条第一項、第八百二十三条第一項、第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項、第八百二十六条第一項、第八百二十七条第一項、第八百二十八条第一項、第八百二十九条第一項、第八百三十条第一項、第八百三十一条第一項、第八百三十二条第一項、第八百三十三条第一項、第八百三十四条第一項、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項、第八百三十七条第一項、第八百三十八条第一項、第八百三十九条第一項、第八百四十条第一項、第八百四十一条第一項、第八百四十二条第一項、第八百四十三条第一項、第八百四十四条第一項、第八百四十五条第一項、第八百四十六条第一項、第八百四十七条第一項、第八百四十八条第一項、第八百四十九条第一項、第八百五十条第一項、第八百五十一条第一項、第八百五十二条第一項、第八百五十三条第一項、第八百五十四条第一項、第八百五十五条第一項、第八百五十六条第一項、第八百五十七条第一項、第八百五十八条第一項、第八百五十九条第一項、第八百六十条第一項、第八百六十一条第一項、第八百六十二条第一項、第八百六十三条第一項、第八百六十四条第一項、第八百六十五条第一項、第八百六十六条第一項、第八百六十七条第一項、第八百六十八条第一項、第八百六十九条第一項、第八百七十条第一項、第八百七十一条第一項、第八百七十二条第一項、第八百七十三条第一項、第八百七十四条第一項、第八百七十五条第一項、第八百七十六条第一項、第八百七十七条第一項、第八百七十八条第一項、第八百七十九条第一項、第八百八十条第一項、第八百八十一条第一項、第八百八十二条第一項、第八百八十三条第一項、第八百八十四条第一項、第八百八十五条第一項、第八百八十六条第一項、第八百八十七条第一項、第八百八十八条第一項、第八百八十九条第一項、第八百九十条第一項、第八百九十一条第一項、第八百九十二条第一項、第八百九十三条第一項、第八百九十四条第一項、第八百九十五条第一項、第八百九十六条第一項、第八百九十七条第一項、第八百九十八条第一項、第八百九十九条第一項、第九百条第一項、第九百一条第一項、第九百二条第一項、第九百三条第一項、第九百四条第一項、第九百五条第一項、第九百六条第一項、第九百七条第一項、第九百八条第一項、第九百九条第一項、第九百十条第一項、第九百十一条第一項、第九百十二条第一項、第九百十三条第一項、第九百十四条第一項、第九百十五条第一項、第九百十六条第一項、第九百十七条第一項、第九百十八条第一項、第九百十九条第一項、第九百二十条第一項、第九百二十一条第一項、第九百二十二条第一項、第九百二十三条第一項、第九百二十四条第一項、第九百二十五条第一項、第九百二十六条第一項、第九百二十七条第一項、第九百二十八条第一項、第九百二十九条第一項、第九百三十条第一項、第九百三十一条第一項、第九百三十二条第一項、第九百三十三条第一項、第九百三十四条第一項、第九百三十五条第一項、第九百三十六条第一項、第九百三十七条第一項、第九百三十八条第一項、第九百三十九条第一項、第九百四十条第一項、第九百四十一条第一項、第九百四十二条第一項、第九百四十三条第一項、第九百四十四条第一項、第九百四十五条第一項、第九百四十六条第一項、第九百四十七条第一項、第九百四十八条第一項、第九百四十九条第一項、第九百五十条第一項、第九百五十一条第一項、第九百五十二条第一項、第九百五十三条第一項、第九百五十四条第一項、第九百五十五条第一項、第九百五十六条第一項、第九百五十七条第一項、第九百五十八条第一項、第九百五十九条第一項、第九百六十条第一項、第九百六十一条第一項、第九百六十二条第一項、第九百六十三条第一項、第九百六十四条第一項、第九百六十五条第一項、第九百六十六条第一項、第九百六十七条第一項、第九百六十八条第一項、第九百六十九条第一項、第九百七十条第一項、第九百七十一条第一項、第九百七十二条第一項、第九百七十三条第一項、第九百七十四条第一項、第九百七十五条第一項、第九百七十六条第一項、第九百七十七条第一項、第九百七十八条第一項、第九百七十九条第一項、第九百八十条第一項、第九百八十一条第一項、第九百八十二条第一項、第九百八十三条第一項、第九百八十四条第一項、第九百八十五条第一項、第九百八十六条第一項、第九百八十七条第一項、第九百八十八条第一項、第九百八十九条第一項、第九百九十条第一項、第九百九十一条第一項、第九百九十二条第一項、第九百九十三条第一項、第九百九十四条第一項、第九百九十五条第一項、第九百九十六条第一項、第九百九十七条第一項、第九百九十八条第一項、第九百九十九条第一項、第百条第一項、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項、第百五条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百十九条第一項、第百二十条第一項、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第一項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項、第百四十条第一項、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条第一項、第百四十四条第一項、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項、第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項、第百五十三条第一項、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百五十六条第一項、第百五十七条第一項、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十条第一項、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十五条第一項、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十八条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第百八十三条第一項、第百八十四条第一項、第百八十五条第一項、第百八十六条第一項、第百八十七条第一項、第百八十八条第一項、第百八十九条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条第一項、第百九十三条第一項、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十六条第一項、第百九十七条第一項、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一項、第二百四条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百九条第一項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項、第二百十五条第一項、第二百十六条第一項、第二百十七条第一項、第二百十八条第一項、第二百十九条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項、第二百四十九条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十一条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条第一項、第二百五十四条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十六条第一項、第二百五十七条第一項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十三条第一項、第二百六十四条第一項、第二百六十五条第一項、第二百六十六条第一項、第二百六十七条第一項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項、第二百七十一条第一項、第二百七十二条第一項、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項、第二百七十六条第一項、第二百七十七条第一項、第二百七十八条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十一条第一項、第二百八十二条第一項、第二百八十三条第一項、第二百八十四条第一項、第二百八十五条第一項、第二百八十六条第一項、第二百八十七条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項、第二百九十条第一項、第二百九十一条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十四条第一項、第二百九十五条第一項、第二百九十六条第一項、第二百九十七条第一項、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百条第一項、第三百一条第一項、第三百二条第一項、第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百五条第一項、第三百六条第一項、第三百七条第一項、第三百八条第一項、第三百九条第一項、第三百十条第一項、第三百十一条第一項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項、第三百十四条第一項、第三百十五条第一項、第三百十六条第一項、第三百十七条第一項、第三百十八条第一項、第三百十九条第一項、第三百二十条第一項、第三百二十一条第一項、第三百二十二条第一項、第三百二十三条第一項、第三百二十四条第一項、第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条第一項、第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第一項、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項、第三百三十七条第一項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十条第一項、第三百四十一条第一項、第三百四十二条第一項、第三百四十三条第一項、第三百四十四条第一項、第三百四十五条第一項、第三百四十六条第一項、第三百四十七条第一項、第三百四十八条第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十条第一項、第三百五十一条第一項、第三百五十二条第一項、第三百五十三条第一項、第三百五十四条第一項、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百五十八条第一項、第三百五十九条第一項、第三百六十条第一項、第三百六十一条第一項、第三百六十二条第一項、第三百六十三条第一項、第三百

有効な改正前規定（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則）

調停員」と、第五十六条の二中「第十六条の六第一項、第十六条の八第一項、第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二」とあるのは「第十六条の六第一項、第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条の五第一項、第十六条の六第一項及び第二項」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」とする。

③ 略

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和三・九・三〇**厚労一六六**）本則一条（令和四・一〇・一施行）

（法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情）

第五条 （柱書略）

一 略

二 法第五条第一項の申出をした労働者について新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ―ハ 略

三―八 略

第五条の二 （改正により追加）

（法第五条第三項又は第二号の厚生労働省令で定める場合）

第六条 （柱書略）

一・二 略

三 （改正により追加）

（育児休業申出の方法等）

第七条① （柱書略）

一―四 略

四の二・四の三 （改正により追加）

五・六 略

七 第五条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実

八 法第五条第三項又は第四項の申出をする場合にあっては、法第五条第三項又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号に掲げる場合に該当する事実

九 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日（法第五条第三項に規定する一歳到達日をいう。以下同じ。）又は一歳六か月到達日（法第五条第四項に規定する一歳六か月到達日をいう。）において育児休業をしている労働者が法第五条第三項又は同条第四項の申出をする場合にあっては、その事実

十・十一 略

十二 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

② 前項の申出及び第項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一―三 略

④⑥ 略

⑦ 事業主は、第一項の育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあっては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は同項第二号若しくは第三号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第七項に規定する場合は、この限りでない。

⑧ 略

第九条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情があった場合は、次のとおりとする。

一―五 略

（法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由）

第一〇条 法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一―五 略

六 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において労働者の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

第一一条の二（改正により追加）

第一一条の二の二 （改正により追加）

（法第十二条第三項の指定）

第一二条① 法第十二条第三項の指定は、介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して三日を経過する日後の日である場合にあっては、当該三日を経過する日）までに、介護休業開始予定日として指定する日を介護休業申出をした労働者に通知することによって行わなければならない。（改正後の本条）

② 第十二条第二項の規定は、前項の指定について準用する。（改正により削られた）

（法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由）

第三〇条 法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一―三 略

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第六九条の三① （柱書略）

一 略

二 育児休業申出の申出先

三 略

四 労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

②③ 略

（法第二十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第七〇条 （柱書略）

一 法第九条第二項第一号に掲げる事情が生じたことにより育児休業期間が終了した労働者及び法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した労働者の労務の提供の開始時期に関すること。

二 略

（法第二十一条の二第二項の取扱いの明示）

第七一条 法第二十一条の二第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした労働者に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九法五八）附則一三条（令和四・一〇・一施行）

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）

第四七条の三　労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の二、第二十一条第二項、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の二第二項の規定を適用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

○雇用保険法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九法五八）本則五条（令和四・一〇・一施行）

（特例高年齢被保険者に対する失業等給付等の特例）

第三七条の六①　前条第一項の規定により高年齢被保険者となつた者に対する第六十一条の四第一項及び第六十一条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「した場合」とあるのは、「全ての適用事業においてした場合」とする。

②　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六一条①　（略）

②　この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

③—⑦　（略）

（高年齢再就職給付金）

第六一条の二①　（略）

②　前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年（当該就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年）を経過する日の属する月（その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月後であるときは、六十五歳に達する日の属する月）までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

③④　（略）

（育児休業給付）

第六一条の六①　育児休業給付は、育児休業給付金とする。

②　（略）

（育児休業給付金）

第六一条の七①　育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この章において同じ。）（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月に満たない子（その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、二歳に満たない子））を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

新②　（改正により追加）

②　前項の「みなし被保険者期間」は、同項（第七項において読み替えて適用する場合を含む。第四項、第六項及び次条第二項において同じ。）に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。（改正後の③）

③　労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保険者であつて、前項に規定するみなし被保険者期間が十二箇月に満たないものについての前二項の規定の適用については、第一項中「、当該休業を開始した日」とあるのは「、特例基準日（当該子について労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始した日（厚生労働省令で定める理由により当該日によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日）をいう。）」と、「（当該休業を開始した日」とあるのは「（当該特例基準日」と、前項中「休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」とする。（改正後の④）

④　この条において「支給単位期間」とは、第一項に規定する休業をした期間を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「休業開始応当日」という。）から各翌月の休業開始応当日の前日（当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。（改正後の⑤）

⑤　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この項及び次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の五十（当該休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日に達するまでの間に限り、百分の六十七）に相当する額（支給単位期間に当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が百八十日目に当たる日が属する場合にあつては、休業開始時賃金日額に当該休業開始応当日から当該休業日数の百八十日目に当たる日までの日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に、休業開始時賃金日額に当該休業日数の百八十一日目に当たる日から当該休業を終了した日又は翌月の休業開始応当日の前日のいずれか早い日までの日数を乗じて得た額の百分の五十に相当する額を加えて得た額）とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第二号ハに定める額」とする。

一　（略）

二　当該休業を終了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数

（改正後の⑥）

⑥　前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業給付金は、支給しない。（改正後の⑦）

⑦　（略、改正後の⑧）

⑧　育児休業給付金の支給を受けたことがある者に対する第二十二条第三項及び第三十七条の四第三項の規定の適用については、第二十二条第三項中「とする。ただし、当該期間」とあるのは「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用

された期間又は当該被保険者であつた期間」と、第三十七条の四第三項中「第二十二条第三項」とあるのは「第二十二条第三項（第六十一条の七第八項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。（改正後の⑨）

新**第六一条の八**（改正により追加）

（給付制限）

第六一条の八① 偽りその他不正の行為により育児休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、育児休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、育児休業給付金の全部又は一部を支給することができる。

② 前項の規定により育児休業給付金の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに前条第一項に規定する休業を開始し、育児休業給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該休業に係る育児休業給付金を支給する。

（改正後の**第六一条の九**）

（労働政策審議会への諮問）

第七二条① 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項第二号、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項、同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理由、第十三条第三項若しくは第二十四条の二第一項の者、第十八条第三項の算定方法、第二十四条の二第一項若しくは第五十六条の三第一項の基準、第二十四条の二第一項第三号の災害、第三十七条の五第一項第三号の時間数、第五十六条の三第一項第二号の就職が困難な者又は第六十一条の七第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の日を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第二項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

② （略）

有効な改正前規定（厚生年金保険法　健康保険法）

○厚生年金保険法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）本則四条（令和四・一〇・一施行）

・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三・六・一一法六六）本則三条（令和四・一〇・一施行）

（適用事業所）

第六条①（柱書略）

一（柱書略）

イ～ホ（略）

ヘ　貨物積み卸しの事業

ト　焼却、清掃又はと殺の事業

チ～タ（改正により追加）

二・三（略）

②～④（略）

（適用除外）

第二条（柱書略）

一　臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ（略）

ロ　二月以内の期間を定めて使用される者

二～四（略）

五　事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イから三までのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

ロ　当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。（改正により削られた）

ハ・ニ（略、改正後のロ・ハ）

第八条の①　育児休業等をしている被保険者（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料についてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

一・二（改正により追加）

②　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」とする。

③（改正により追加）

（保険料の徴収等の特例）

第八四条の二　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る保険料の徴収、納付及び源泉控除については、第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項、第八十二条第二項及び第三項並びに前三条の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによる。

（機構への事務の委託）

第一〇〇条の一〇①（柱書略）

一～二十八（略）

二十九　第八十一条第一項、第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項及び第十五条の規定による保険料の徴収に係る事務（第百条の四第一項から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三十～三十九（略）

②③（略）

附則

（被保険者の資格の特例）

第四条の二　国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、被保険者としない。（改正後の①）

②（改正により追加）

○健康保険法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）本則一九条（令和四・一〇・一施行）

・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三・六・一一法六六）本則一条（令和四・一〇・一施行）

（定義）

第三条①（柱書略）

一　臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては二月を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

イ（略）

ロ　二月以内の期間を定めて使用される者

三～八（略）

九　事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

ロ　当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。（改正により削られた）

ハ・ニ（略、改正後のロ・ハ）

③②

一（柱書略）

イ～ヘ（略）

ト　焼却、清掃又はとさつの事業

チ～タ（略）

レ（改正により追加略）

二～⑦（略）

⑧（柱書略）

一　臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（同一の事業所において、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合（所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く。）を除く。）

イ（略）

ロ　二月以内の期間を定めて使用される者

二・三（略）

⑨～⑬（略）

第一五九条　育児休業等をしている被保険者（第百五十九条の三の規定の適用を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

一・二（改正により追加）

②（改正後の①）

（改正により追加）

有効な改正前規定（中小企業経営承継円滑化法　消費者被害回復民事裁判特例法　特定商取引法）

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則九条四号（令和四・一・一・二八までに施行）

（会社事業後継者が取得した株式等又は個人事業後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等）

第四条①（柱書略）

一（略）

二　前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。

②（柱書略）

一―三（略）

四　弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

③―⑤（略）

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）本則三条（令和四・六・一五までに施行）

新**第九一条**（改正により追加）

（特定適格消費者団体への協力等）

第九一条（略、改正後の**第九二条**）

第九二条（略、改正後の**第九三条**）

○特定商取引に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二〇条（令和四・一・一・二八までに施行）

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）本則一条（令和四・六・一五までに施行）

第二条①―③（略）

④　この章並びに第五十八条の十九及び第六十七条第一項において「特定権利」とは、次に掲げる権利をいう。

一―三（略）

（業務の停止等）

第二条の八①（略）

新②（改正により追加）

②　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務の禁止等）

第二条の二①　主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定められた者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当することがあるときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一　当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合　その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）及び当該命令の日前六十日以内において当該使用人であつた者

二　当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

②新②（改正により追加）

主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第九条①　販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等以外の場所において申込みを受け、営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「申込者等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であると誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②　申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

③―⑧（略）

第一条（**通信販売についての広告**）　販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られるその他の電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。）を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

一―三　（略）

新四　（改正により追加）

四　商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にはその内容を、第二十六条第二項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項を含む。）（改正後の五）

五　（略、改正後の六）

（誇大広告等の禁止）

第一二条　販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第一二条の四①　販売業者又は役務提供事業者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この節並びに第六十六条第五項及び第六十七条第一項第四号において「通信販売電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者又は役務提供事業者（以下この節において「通信販売電子メール広告委託者」という。）が通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

一・二　（略）

②　（略）

第一二条の六　（改正により追加）

（通信販売における承諾等の通知）

第一三条①　（略）

②　販売業者又は役務提供事業者は、前項本文の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電磁的方法その他の主務省令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第一三条の二　（改正により追加）

（指示等）

第一四条①　主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）、第十二条の五若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一―三　（略）

②―④　（略）

（業務の停止等）

第一五条①　主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）、第十二条の五若しくは第十三条第一項の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

新②　（改正により追加）

②　（略、改正後の③）

③　主務大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の④）

④　主務大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑤）

（業務の禁止等）

第一五条の二①　主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一　当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合　その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二　当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新②　（改正により追加）

②　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第一五条の四　（改正により追加）

（業務の停止等）

第二三条①　（略）

新②　（改正により追加）

②　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務の禁止等）

第二三条の二①　主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一　当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合　その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二　当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新②　（改正により追加）

②　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

第二四条①　販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第二十四条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第十九条の書面を受領した日（その日前に第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第二十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

②　申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

③―⑧　（略）

（適用除外）

第二六条①　（柱書略）

一―六　（略）

七　弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供及び同法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十条の五に規定する役務の提供

八　（略）

②　第九条から第九条の三まで、第十五条の三及び第二十四条から第二十四条の三までの規定は、会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出としてされた特定権利の販売で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

③―⑩　（略）

（定義）

第三三条①　（略）

② この章並びに第五十八条の二十一、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。

③ （略）

第三六条の四① 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第五項及び第六十七条第一項第四号において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

一・二 （略）

② （略）

（連鎖販売取引の停止等）

第三九条①―③ （略）

新④ （改正により追加）

④ （略、改正後の⑤）

⑤ 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑥）

⑥ 主務大臣は、第四項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑦）

（業務の禁止等）

第三九条の二① 主務大臣は、統括者に対して前条第一項の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該統括者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該統括者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

② 主務大臣は、勧誘者に対して前条第二項の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該勧誘者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

③ 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前条第三項の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該一般連鎖販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該一般連鎖販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新④ （改正により追加）

④ 主務大臣は、前三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑤）

（連鎖販売契約の解除等）

第四〇条① 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）は、第三十七条第二項の書面を受領した日（その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日。次条第一項において同じ。）から起算して二十日を経過したとき（連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反してこの項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき）を除き、書面によりその連鎖販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

② 前項の連鎖販売契約の解除は、その連鎖販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③④ （略）

（書類の備付け及び閲覧等）

第四五条① （略）

② 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（業務の停止等）

第四七条① （略）

新② （改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務の禁止等）

第四七条の二① 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による特定継続的役務提供に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該役務提供事業者又は当該販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該役務提供事業者又は当該販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新② （改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（特定継続的役務提供等契約の解除等）

第四八条① 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したとき（特定継続的役務提供受領者等が、役務提供事業者若しくは販売業者が第四十四条第一項の規定に違反してこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務提供受領者等が、当該役務提供事業者又は当該販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき）を除き、書面によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

② 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のある商品として政令で定める商品（以下この章並びに第五十八条の二十二第二項及び第六十六条第二項において「関連商品」という。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条、次条及び第五十八条の二十二第二項において「関連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は、この限りでない。

③ 前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び関連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面を

発した時に、その効力を生ずる。

④―⑧（略）

（定義）

第五一条① この章並びに第五十八条の二十三、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、物品の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第一号イにおいて「商品」という。）又はその提供される役務を利用する業務（その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において「業務提供利益」という。）を収受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において同じ。）を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。）をするものをいう。

②（略）

第五四条の四① 業務提供誘引販売業を行う者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第五項及び第六十七条第一項第四号において「業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。

一・二（略）

②（略）

（業務提供誘引販売取引の停止等）

第五七条①（略）

新②（改正により追加）

②（略、改正後の③）

③ 主務大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の④）

④ 主務大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑤）

（業務の禁止等）

第五七条の二① 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者に対して前条第一項の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該業務提供誘引販売業を行う者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務提供誘引販売契約の解除）

第五八条① 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販売契約の相手方（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第五十八条の三までにおいて「相手方」という。）は、第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき（相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第五十二条第一項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき）を除き、書面によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

② 前項の業務提供誘引販売契約の解除は、その業務提供誘引販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③④（略）

（業務の停止等）

第五八条の一三①（略）

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務の禁止等）

第五八条の一三の二① 主務大臣は、購入業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該購入業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該購入業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（訪問購入における契約の申込みの撤回等）

第五八条の一四① 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）におけるその売買契約の相手方（以下この条及び次条において「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、購入業者が第五十八条の十第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

② 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

③―⑥（略）

（通信販売に係る差止請求権）

第五八条の一九 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一―四（改正により追加）

第五八条の二六（改正により追加）

（指定法人）

第六一条① 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務（以下この項及び第六十六条第四項において「特定商取引適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

②（略）

（報告及び立入検査）

第六六条① 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

② 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告

若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

新③（改正により追加）

③④（略、改正後の④⑤）

⑤　第一項から第三項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。（改正後の⑥）

⑥　第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。（改正後の⑦）

⑦　第一項若しくは第二項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（改正後の⑧）

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第六六条の四　書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第六六条の五①（柱書略）

一（略）

新二（改正により追加）

二・三（略、改正後の三・四）

②―④（略）

第六九条の三（改正により追加）

第七〇条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条、第二十一条、第三十四条、第四十四条、第五十二条又は第五十八条の十の規定に違反した者

二　第八条第一項、第八条の二第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第三十九条の二第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十八条の十三第一項又は第五十八条の十三の二第一項の規定による命令に違反した者

三（改正により追加）

第七一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条、第五条、第十八条、第十九条、第三十七条、第四十二条、第五十五条、第五十八条の七又は第五十八条の八の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

二　第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第二十二条第一項、第三十八条第一項から第四項まで、第四十六条第一項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第五十八条の十二第一項の規定による指示に違反した者

三　第六十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第六十六条第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七二条①　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

二　第十二条の三第一項若しくは第二項（第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項（第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項（第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項の規定に違反した者

三　第十二条の三第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

新四（改正により追加）

四　第十三条第一項又は第二十条の規定に違反して通知しなかつた者（改正後の五）

五　第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつた者（改正後の六）

六　第四十五条第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者（改正後の七）

七　第四十五条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者（改正後の八）

②（略）

第七三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十八条第二項又は第三十一条第二項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

新二（改正により追加）

二　第六十六条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者（改正後の三）

三　第六十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（改正後の四）

第七四条①　法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第七十条第二号　三億円以下の罰金刑

二　第七十条第一号　一億円以下の罰金刑

三（略）

②（略）

〇預託等取引に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）本則二条（令和四・六・一五までに施行）

注　令和三法七二による改正が施行される前の特定商品等の預託等取引契約に関する法律を次に掲げる。

題名

特定商品等の預託等取引契約に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託者の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条①　この法律において「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一　当事者の一方が相手方に対して、内閣府令で定める期間以上の期間にわたり政令で定める物品（以下「特定商品」という。）の預託（預託を受けた特定商品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該預託に関し財産上の利益を供与することを約し、又は特定商品の預託を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該特定商品を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該特定商品を預託することを約する契約

二　当事者の一方が相手方に対して、施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの（以下「施設利用権」という。）を前号の内閣府令で定める期間以上の期間管理すること（信託によるものを除き、当該期間の経過後当該施設利用権に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）及び当該管理に関し財産上の利益を供与することを約し、又は施設利用権を管理すること（信託によるものを除く。）及び当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該施設利用

権を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該施設利用権を管理させることを約する契約

② この法律において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理すること（当該預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を販売することを含む。）を業として行う者（他の法律の規定でこれにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものを除く。）をいう。

③ この法律において「勧誘者」とは、預託等取引業者が預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘（当該預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入させることについての勧誘を含む。以下同じ。）を行わせる者をいう。

④ この法律において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

（書面の交付）

第三条① 預託等取引業者は、預託等取引契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該預託等取引契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項であつて内閣府令で定めるものについての当該預託等取引契約の概要

二 預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

② 預託等取引業者は、預託等取引契約を締結したときは、預託者に対し、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該預託等取引契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二 商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

三 供与される財産上の利益の内容並びに供与の時期及び方法（特定商品又は施設利用権を買い取る契約にあつては、買取価格又はその算定方法）

四 預託等取引業者が預託者から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額並びにその徴収の時期及び方法

五 契約の解除に関する事項（第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定に関する事項を含む。）

六 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

七 商品を預託者に返還すること又は施設利用権を預託者に取得させること（当該返還すること又は当該取得させることに代えて金銭その他これらに代替する物品を預託者に給付することを含む。）を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられている場合にあつてはその内容

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘等）

第四条① 預託等取引業者又は勧誘者は、預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘をするときは、預託等取引契約に関する事項及び特定商品又は施設利用権の購入に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

② 預託等取引業者は、預託等取引契約の解除を妨げる目的をもつて、預託等取引契約に関する事項であつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第五条 預託等取引業者又は勧誘者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は預託等取引契約の解除を妨げること。

二 預託等取引契約に基づく債務又は預託等取引契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、預託等取引契約に関する行為であつて、顧客又は預託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定めるもの

（書類の閲覧）

第六条 預託等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、当該預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、預託等取引契約に関する業務を行う事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（預託等取引業者に対する業務停止命令等）

第七条① 内閣総理大臣は、預託等取引業者が第三条から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が第四条第一項若しくは第五条の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その預託等取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧誘を行い若しくは当該勧誘を勧誘者に行わせることを停止し、又は預託等取引契約に関する業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、その他顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（預託等取引契約の解除等）

第八条① 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過したときを除き、書面により預託等取引契約の解除を行うことができる。この場合において、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

② 前項の預託等取引契約の解除は、当該預託等取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③ 第一項の預託等取引契約の解除があつた場合において、当該預託等取引契約に係る商品の返還に要する費用又は施設利用権を預託者に取得させるために要する費用は、預託等取引業者の負担とする。

④ 前三項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第九条① 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過した後においては、将来に向かつて預託等取引契約の解除を行うことができる。

② 預託等取引業者は、預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額の百分の十に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対して請求することができない。この場合において、第三条第二項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

③ 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

（報告及び立入検査）

第一〇条① 内閣総理大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより預託等取引業者若しくは勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、預託等取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

③ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第一一条 第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、預託等取引契約で預託者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

（消費者委員会への諮問）

第一一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

（経過措置）

第一二条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（内閣総理大臣への資料提供等）

第一三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）

第一三条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（罰則）

第一四条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

第一五条 第三条第一項又は第二項の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは預託者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは預託者に閲覧させた者

二 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

① この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（昭和六一・一一・二二—昭和六一政三三九）から施行する。

（経過措置）

② 第三条第二項、第八条及び第九条の規定は、この法律の施行前に締結された預託等取引契約については、適用しない。

○銀行法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三・六・二**法五四**）附則四条八号（令和四・六・一までに施行）

（業務の範囲）

第一〇条①（略）

②（柱書略）

一―十三（略）

十四　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定され数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五―二十一（略）

③―⑩（略）

○保険業法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対して金融の機能強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三・五・二六**法四六**）

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三・六・二**法五四**）附則四条九号（令和四・六・一までに施行）

（免許申請手続）

第四条①②（略）

③　前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定められるものをいう。以下同じ。）で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録を添付することができる。

④（略）

第九八条①（柱書略）

一―七（略）

八　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次条第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うものの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

九―十五（略）

②―⑨（略）

（金融商品取引法の準用）

第三〇〇条の二　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料合計額が、当該保険契約の締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他給付金の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十八条の四まで、（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三の二、第三十七条の三第一項及び第四号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二、禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止、並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等を除く。）通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。（後略）

○貸金業法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則二条（令和四・一・一・二八までに施行）

（取立て行為の規制）

第二一条①（柱書略）

一―四（略）

五　はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六―八（略）

九　債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託する手続をとり、弁護士等又は裁判所における民事事件に関し、又はその処理のため必要な裁判所における書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十（略）

②③（略）

○金融商品取引法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則九条一号（令和四・一・一・二八までに施行）

・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和四・五・二六法四六）

本則三条（令和四・五・二五までに施行）

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三・六・二法五四）附則四条二号（令和四・六・一までに施行）

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）附則七条一号（令和四・六・一五までに施行）

第一九条の四①（柱書略）

一（柱書略）

イ・ロ（略）

この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第百三号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和三十三年法律第百十一号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和十七年法律第百十七号）、割賦販売法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、資金決済法に関する法律の他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ～ヘ（略）

二～七（略）

②―⑥（略）

（**登録の拒否**）

第三条の五①（柱書略）

一（略）

二　この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、資金決済法に関する法律の他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

②（略）

（**書面による解除**）

第三七条の六①　金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る）を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、第三十七条の四第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面により当該金融商品取引契約の申込みを撤回し、又はその契約を解除することができる。

②　前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③―⑤（略）

（**業務の範囲**）

第八七条の二①　金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量をいう。）に係る取引を行う市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うこと並びに当該金融商品取引所（以下この項において「当該取引所」という。）の属する金融商品取引所グループ（金融商品取引所及びその子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八十七条の四の二第一項において同じ。）の集団をいう。以下この項及び第八十七条の四の二において同じ。）又は金融商品取引所持株会社グループ（金融商品取引所持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項及び第百六条の二十三において同じ。）に属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む。）（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社（当該取引所を除く。）に代わつて行うことができる。

②③（略）

（**被審人の代理人等**）

第一八一条①　被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

②―④（略）

○金融商品取引法施行令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三・八・八政三二九）本則四七条（令和四・五・一施行）

（**法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲**）

第二条の一〇①（柱書略）

一（柱書略）

イ―ニ（略）

ホ　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契約に限る。）、同法第六十六条第一項（同法第九十一条の二十四において準用する場合を含む。）の規定により締結する同法第六十五条第一項第一号に掲げる信託の契約及び同法第六十六条第二項（同法第九十一条の二十四において準用する場合を含む。）に規定する信託の契約に係る信託の受益権

ヘ―ル（略）

②③（略）

二～五（略）

有効な改正前規定（金融商品取引法　金融商品取引法施行令）

○宅地建物取引業法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）本則一七条（令和四・五・一八までに施行）

（媒介契約）

第三四条の二①―⑩（略）

⑪⑫（改正により追加）

（重要事項の説明等）

第三五条①―④（略）

⑤第一項から第三項までの書面の交付に当たつては、宅地建物取引士は、当該書面に記名押印しなければならない。

⑥（略）

⑦宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

⑧⑨（改正により追加）

（書面の交付）

第三七条①②（略）

③宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

④⑤（改正により追加）

（手付金等の保全）

第四一条①―④（略）

⑤宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二（略）

第四一条の二①―⑤（略）

⑥宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二（略）

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五〇条の二の四（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取業者をいう。）金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の三に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡を対価とする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする場合において、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○意匠法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和三・五・二一**法四二**）

本則三条（令和四・一一・二〇までに施行）

（定義等）

第二条①（略）

②（柱書略）

一　意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二・三（略）

③（略）

○商標法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和三・五・二一**法四二**）

本則四条（令和四・一一・二〇までに施行）

（定義等）

第二条①～⑥（略）

⑦（改正により追加）

○著作権法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・著作権法の一部を改正する法律（令和三・六・二**法五二**）本則一条（令和四・六・一までに施行）

（著作物の発行）

第三条①　著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この項、次条第一項、第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

②③（略）

（著作物の公表）

第四条①　著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

②―⑤（略）

（図書館等における複製等）

第三一条①　国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二・三（略）

②　前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するために、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるために、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

③　国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

④―⑦（改正により追加）

（営利を目的としない上演等）

第三八条①　公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

②―⑤（略）

（翻訳、翻案等による利用）

第四七条の六①（柱書略）

一　（略）

二　第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十七条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第三項、第四十一条又は第四十二条　翻訳

三―六（略）

②　（略）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四七条の七　第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（複製物の目的外使用等）

第四九条①　（柱書略）

一　第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二―六　（略）

②　（柱書略）

一　第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二―七　（略）

（出版権の制限）

第八六条①　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

②　（柱書略）

一　第三十条第一項に定める私的使用の目的以外の目的のために、同項の規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二　前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四　（略）

③　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書及び第三項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

（著作隣接権の制限）

第一〇二条①―⑧　（略）

⑨　（柱書略）

一　第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二―五　（略）